

片品村議会の会議中継に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、片品村議会基本条例に基づき村民に開かれた議会を推進するため、片品村議会が行うインターネットによる会議中継の録画配信の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は次に定めるところによる。

録画配信 録画した画像データを編集後、後日インターネットを利用して公開することをいう。

(録画配信の実施)

第3条 録画配信する会議は、定例会議の初日とする。

2 録画配信を行う場合であつて、当該録画配信に係る映像の中に次の各号のいずれかに該当する部分があるときは、該当する部分に限り録画配信を行わないものとする。

- (1) 議長が取消しを求めた発言及び議員が取消しを求めた発言
- (2) 前号に掲げるもののほか、議長が編集することを適当と認めるもの

(録画配信の期間)

第4条 録画配信は、当該議会が閉会した日のおおむね14日後から2年とする。

(会議中継の中止)

第5条 議長は、やむを得ない事情があると認めるときは、会議中継を中止することができる。

(会議中継に関する権利)

第6条 会議中継に係る文書、画像、音声に関する権利は、片品村議会に帰属する。

- 2 会議中継の内容を許可なく他に使用することを禁ずる。
- 3 前2項の規定は、その旨を議会のホームページに明示するものとする。

(傍聴人への対応)

第7条 傍聴人に対しては、傍聴人自らの映像及び音声がこの会議中継により、広く一般に公開される場合は、あらかじめ承諾を得るための措置を講ずるものとする。

(会議中継の位置付け)

第8条 会議中継は地方自治法（昭和22年法律第67号）及び片品村議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）「第16章会議録」に規定する会議録とはならない旨を議会のホームページに明示するものとする。

(所管委員会)

第9条 会議中継に関する所管委員会は、片品村議会改革特別委員会とする。

(庶務)

第10条 会議中継に関する庶務は、議会事務局において処理する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。